

新潟県起債同意等基準

(起債同意等基準)

第1 令和8年度における起債に係る協議又は許可申請に対する知事の同意又は許可（以下「起債に係る同意等」という。）の基準は、次に掲げる法令等に定めるもののほか、国が別に定めるところによるものとする。

- (1) 地方財政法（昭和23年法律第109号）
- (2) 地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）
- (3) 地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）
- (4) 令和8年度地方債同意等基準（令和8年総務省告示第159号）
- (5) 令和8年度地方債計画（令和8年総務省告示第160号）
- (6) 令和8年度地方債充当率（令和8年総務省告示第161号）
- (7) 令和8年度地方債同意等基準運用要綱

(標準処理期間)

第2 起債に係る同意等に関する地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の3第1項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議から同意まで又は許可申請から許可までおおむね1か月とし、令和8年度末までに起債に係る同意等を行うものとする。